

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	78		
産業厚生常任委員会記録				
日時	令和 7年 6月 23日 (月)	開会 閉会	午前 9時57分 午前 11時42分	会場 総合保健福祉センター2階 会議室1
出席者	委員長 森光 一晴 委員 西村 泰一 委員 吉野 寛招	副委員長 佐々木 學 委員 宮田 志野 委員 森田 收三		
市側出席者	副 市 長 (梅原健一郎) 建設課長 (中川 雄大) 住宅・建築課長 (山岡 伸也) 福祉事務所長 (森光 澄夫) 健康推進課長 (國廣 哲也) 市民課長 (高橋 正恭)	農林水産課長 (嶋崎 貴寿) 港湾政策推進監 (壹反田正好) 上下水道課長 (大野 明) 長寿介護課長 (大崎 弘美) 環境未来課長 (宮本 良二) 総務課長 (松浦 すぐ)		
	【事務局】局長：久万 敏幸 事務局員 福本 恵美			
欠席者	委員 土居 信一		記録者	福本 恵美
議 是				
(1) 市議案について				
市議案第 56 号 専決処分の承認について				
原案承認				
市議案第 58 号 専決処分の承認について《分 割》				
原案承認				
市議案第 59 号 専決処分の承認について《分 割》				
原案承認				
市議案第 60 号 専決処分の承認について				
原案承認				
市議案第 61 号 令和 7 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について 《分 割》				
原案可決				
市議案第 62 号 令和 7 年度須崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について				
原案可決				

市議案第63号 工事請負契約の締結について

原案可決

(2) 請願・陳情について

陳 情第17号 「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」

採択のお願い

不採択

陳 情第20号 「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進める
ことを求める意見書」提出について

趣旨採択

(3) その他について

産業厚生委員会記録《令和7年6月23日》

○午前 9時57分 開会

~~~~~

○森光委員長=皆様、おはようございます。

ただいまより産業厚生委員会を開議いたします。

14番土居委員より、病気療養中のため、欠席の届けが出ておりますので御報告いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願ひいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いいたします。休憩中の執行部への長時間の質問につきましても、極力控えるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第56号 専決処分の承認について

○森光委員長=まず、市議案第56号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=おはようございます。

それでは、市議案第56号専決処分の承認について御説明をいたします。

議案書5ページから7ページでございます。

本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、須崎市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げる内容となっております。

議案書7ページを御覧ください。第2条第2項及び第3項のただし書並びに第21条第1項各号列記以外の部分の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税

額に係る賦課限度額を65万円から66万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を24万円から26万円に改める内容となっております。

また、第21条第1項第2号及び第3号の改正は、低所得者に対して被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改める内容となっております。

また、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和7年4月1日から施行するものと規定するとともに、適用区分といたしまして、改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては、なお、従前の例によるものと規定いたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田委員。

○宮田委員＝お伺いいたします。この賦課限度額の最高額を引き上げられるものでございますが、対象人数と金額についてと、それと、国保基金の積立金ですけども、幾らあって、今年度は幾らぐらい積み立てる予定なのかをお伺いいたします。

○森光委員長＝市民課長。

○高橋市民課長＝限度額につきましては、今回の改正につきましては、医療分ですけども、今回の推計値となりますので、令和7年6月1日時点の資格情報での推計ということになりますが、医療費分につきましては、改正前の65万円ですと、対象世帯が107世帯であるものが、改正後の66万円になりますと105世帯となりますので、2世帯ほどに影響があるということになります。

また、後期支援金分につきましては、改正前の24万円ですと、113世帯が対象世帯であるものに対しまして、26万円に変更いたしますと105世帯となりますので、8世帯ほどに影響があろうものと考えております。

また、基金の残高につきましての御質問ですが、令和5年度決算時点で2億9,987万1,710円の基金残高となっております。これに対しまして、令和6年度中の利子で大体20万円程度の積み立てていたとしておりまして、市長提案趣旨の中にもございましたが、令和6年度の決算の見込額になりますが、1億1,824万円程度となっておりまして、決算認定をいただいた後の数字になりますが、見込みとしまして4億1,832万円程度の基金残高となる見込みとなっております。

○森光委員長＝ほかにありませんでしょうか。

宮田委員。

○宮田委員=国保基金も積立てができると思いますし、最高限度額の世帯数が減るとはいえ、やはり負担がまた重くなる世帯は存在するわけで、国保、本当に高くて、もう払うのが大変だということで声を聞いております。引き上げは本当にもうこの何十年間ずっと引き上げてこられました。本当に大変だと思いますので、自治体によっては据え置き、引き下げをするところもございますので、私はこの条例の改正については反対するものでございます。以上です。

○森光委員長=ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=今、反対の意見がありました。

異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森光委員長=挙手多数であります。よって、本案を原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第58号 専決処分の承認について《分割》

○森光委員長=続きまして、市議案第58号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長=議案書10ページ、市議案第58号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和6年度須崎市一般会計補正予算（第12号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億6,350万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億8,236万9,000円とするものでございます。

それでは、所管課から御説明をいたします。

○森光委員長=市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市民課所管分について御説明をいたします。

市議案第58号、別冊補正予算書の21ページを御覧ください。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費における660万円の減額補正

となっております。内訳といたしましては、戸籍住民基本台帳費の更正減540万円につきましては、行政キオスク端末の導入時における委託料の減額によるものとなっておりまして、これにマイナンバーカード交付事務費の確定によります120万円の減額補正を加えまして660万円の減額補正となっております。

次に、23ページをお願いいたします。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費の一番下、後期高齢者医療事業費の更正減227万3,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合における共通経費等の確定に伴いまして、高知県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の額が確定したことによりまして更正減となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝おはようございます。

続きまして、福祉事務所所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書22ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費1,950万8,000円の減額補正につきましては、あつたかふれあいセンター事業費74万9,000円の更正減、重点支援地方交付金事業費（低所得者世帯支援事業）1,600万9,000円の更正減、同じく重点支援地方交付金事業費（子ども加算世帯支援事業）275万円の更正減で、それぞれ事業終了等に伴う決算見込みによるものでございます。

次に、第2目障害者福祉費1,353万4,000円の減額補正につきましては、重度心身障害児者医療費470万円の更正減、福祉タクシー事業費170万円の更正減、障害者相談支援事業費383万円の更正減など、事業実績に伴う減額補正、また、医療的ケア児保育支援事業費200万4,000円の更正減につきましては、事業の利用者がいなかつたことから、事業を中止したものでございます。

なお、福祉タクシー事業費の申請者数は、タクシーチケット166人、給油券173人、合計で339人でございます。

次に、第3目障害者自立支援給付費1,960万円の減額補正につきましては、障害福祉サービス給付費610万円の更正減、補装具給付費130万円の更正減、障害者自立支援医療給付費1,100万円の更正減など、各種給付費の事業実績に伴います更正減でございます。

次に、23ページ、第4目障害者地域生活支援事業費67万円の減額補正につきましても、事業実績に伴うもので、移動支援事業費等の更正減でございます。

続きまして、24ページを御覧ください。第3項生活保護費第1目生活保護総務費158万6,000円の減額補正、第2目扶助費9,500万円の減額補正につきましては、決算見込みによる減額となるもので、生活保護総務費は、生活困窮者就労準備支援事業費、医療扶助適正化事業費に係る委託料等の更正減でございます。

なお、令和7年3月中に保護を受けた世帯数につきましては400世帯、人数は480人、保護率は25.6%で、前年と比較をいたしますと、世帯数は17世帯、人数は19人減少しております。また、保護率は0.2%低下をしております。

次に、第4項災害救助費第1目災害救助費180万円の減額補正につきましては、災害援護資金貸付金の更正減でございます。

次に、補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。第3款民生費第1項社会福祉費、重点支援地方交付金事業費（非課税世帯支援事業）3,377万8,000円につきましては、令和7年2月補正予算に計上いたしました事業で、翌年度に繰り越す必要が生じましたことから、追加をするものでございます。

続きまして、次ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。障害者地域活動支援センター指定管理業務委託につきまして、専決日から令和11年度までの期間、4,125万円を限度といたしまして追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書23ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費2,033万3,000円の減額の主なものとして、説明欄を御覧ください。老人福祉費250万円の減額は、特別養護老人ホーム葉山荘負担金の決算見込みによるものでございます。次に、高齢者等福祉タクシー事業費950万円の減額、住宅改造支援事業費133万2,000円の減額、老人施設入所措置費、養護老人ホームの分になります472万8,000円の減額は、それぞれ各事業の決算見込みによるものでございます。

次に、第8目介護保険推進事業費102万2,000円の減額は、中山間地域介護サービス確保対策事業費を利用した介護支援専門員の養成事業が中止になったためでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝続きまして、健康推進課分について御説明いたします。

別冊補正予算書25ページを御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費は、それぞれが実績による更正減となっております。内訳といたしまして、母子保健事業費993万円の減額につきましては、主なものは、妊産婦健診や乳児健診の対象者が見込みより少なかったことなどによる委託料の減額更正です。1行飛ばしまして、子育て世代包括支援センター事業費180万2,000円の減額につきましては、産前産後ヘルパー派遣事業や宿泊型の産後ケア事業の利

用実績にあわせた委託料の減額更正でございます。続きまして、すさき出産・子育て支援事業費290万円の減額につきましては、妊娠届、出産届を合わせて100件分を見込み予算計上をしておりましたが、支給件数が約半数程度であったことから、支援金を減額更正するものです。また、乳幼児おむつ購入助成事業費122万5,000円の減額につきましても150件分を見込んでおりましたが、交付件数が約半数程度であったことから、助成費を減額更正するものです。

続いて、第2目予防費をお願いします。予防費の5,327万6,000円の減額補正は、各種予防接種委託料の実績による更正減となっております。減額となった要因につきましては、全体的に定期予防接種が低調であったこともあります、出生数が見込みより下回っているため、乳幼児対象の各種予防接種件数が減少したことでも要因の一つです。

次に、26ページになります。第4目医療対策費92万2,000円の減額につきましては、重点支援地方交付金事業費（医療施設等物価高騰対策事業）の支援実績による更正減です。

続いて、第5目健康増進事業費545万3,000円の減額につきましては、総合保健福祉センターや医療機関で行う各種がん検診委託の実績が想定した見込みを下回ったものです。

続きまして、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正を御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費、医療対策費77万円の繰越しは、災害医療資材メンテナンス委託料となっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○森光委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝おはようございます。

続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書の25ページをお願いいたします。歳出については、第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費1億3,046万5,000円の減額補正につきましては、まず、説明欄1行目の環境にやさしいまちづくり事業費につきましては、電動ごみ処理機設置助成事業補助金についての更正減29万6,000円で、令和6年度の補助実績が昨年度より5件多い10件でございました。

2行目のクリーンエネルギーのまちづくり事業費につきましては、太陽光発電システム設置費補助金についての更正減45万円で、令和6年度の補助実績は、太陽光パネル、蓄電池、その両方の全てを合計して、昨年度より11件多い21件でございました。

3行目、二酸化炭素排出抑制対策事業費につきましては、省エネルギー機器導入事業費補助金についての更正減48万5,000円で、これは事業者に対する省エネ機器の買換えに対する補助で、令和6年度の補助実績は昨年度より4件多い9件

でございました。

4行目の脱炭素先行地域づくり事業費の1億2,823万4,000円の減額補正につきましては、脱炭素先行地域づくり事業に係る高知ニューエナジー株式会社に対する補助につきまして、令和6年度に計上しております事業につきまして、翌年度への事業計画の変更などによる更正減でございます。

5行目の水域環境創造プロジェクト事業費につきましては、令和6年度からの新たな事業で、すさきがすきさ応援寄附金を活用し、新莊川流域及び浦ノ内地区において、生活排水の水質浄化を目指し、合併浄化槽への転換に対して補助を行っているもので、更正減100万円で、令和6年度の実績は2件となっております。

次に、26ページをお願いいたします。第2項清掃費第2目塵芥処理費でございます。更正減810万円につきましては、不燃物の収集委託料、指定ごみ袋製造委託料、指定ごみ袋売りさばき委託料などによる減額更正、また、埋立処分計画の策定について再検討が必要となったことによる減額更正によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の26ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は324万4,000円の減額でございますが、説明欄にありますとおり、農業次世代人材投資事業費を含む3事業につきまして、いずれも決算見込みに伴う減額更正でございます。

次に、第4目農地費は5,027万4,000円の減額、まず、農業水路等長寿命化・防災減災事業費は、横浪排水機場の建て替え及び電気設備、配管等の更新でございますが、国、県の補助金の交付決定額が当初の要望額より減額になったことから、当該補助金に見合った工事を実施したことによる予算の減額更正でございます。その下の農業水利防災対策事業費と農業用ため池等緊急浚渫推進事業費は、いずれも決算見込みに伴う減額更正でございます。さらにその下の県工事負担金（水利施設整備事業）につきましては、これは県が行う池ノ内第2排水機場整備に対する市負担金でございますが、県が市の負担金に見合うだけの事業量を確保できなかったことから、当該事業に見合った負担金に合わせて減額更正をするものでございます。

次に、27ページの第5目排水機維持費は150万円の減額でございますが、こちらは市内7か所の排水機維持費の決算見込みに伴う減額更正でございます。

続いて、第2項林業費でございますが、第1目林業総務費は813万円の減額でございます。まず、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費は、有害捕獲に係る市補助金への国費の上乗せでございますが、これも市の要望に対し、交付決定額が減額となつたことに伴う予算の減額更正でございます。それから、その下の森林環境整備

事業費は、上分地区の山林境界確認に係る事前準備と森林管理の意向調査を須崎地区森林組合に委託しておりますが、決算見込みに伴う減額更正でございます。

次の第2目林業振興費343万3,000円の減額につきましても、森林整備地域活動支援推進事業費の決算見込みに伴う減額更正でございます。

続いて、第3項水産業費です。まず、第2目水産業振興費646万3,000円の減額につきましては、水産業振興費を含む3事業につきまして、いずれも決算見込みに伴う減額更正でございます。

次に、第3目漁港管理費は8,000万円の減額でございますが、安和漁港海岸高潮対策事業費につきましては、国、県の補助金の交付決定額が申請額より減額となつたため、その減額された補助金額に見合った工事を実施したことによる予算の減額更正でございます。

次に、32ページをお開きください。第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費でございますが、第1目現年発生補助災害復旧費2,560万7,000円の減額と、その下の第2目現年発生単独災害復旧費300万円の減額につきましては、いずれも事業費の確定に伴う減額更正でございます。

それから、33ページの第3目過年発生補助災害復旧費200万円の減額につきましても、事業費の確定に伴う減額更正でございます。

続きまして、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正でございます。まず、上段の繰越明許費補正の追加でございますが、第6款農林水産業費第1項農業費の複合経営拠点推進事業費1,800万円は、JA土佐くろしおの出資法人である村営みのりが行います農機具倉庫の整備とドローン導入に対する補助でございますが、年度内に事業が完了しないことから繰越しをしようとするものでございます。

また、その下の農村整備事業費1,900万円は、本年3月議会で補正予算をいただきました法印山トンネル及び橋梁2か所の長寿命化計画の策定及び策定に係る調査業務の委託でございます。

次に、第3項水産業費は、魚市場建設事業費が654万5,000円、御承知のとおり、須崎魚市場につきましては、本年1月から本格稼働したばかりでございますが、市場の東西2か所にある海水の汲み上げ設備に不具合が出てきたため、この年度末から4月にかけて設備の改良を行いました。

それから、下段のほうの繰越明許費補正の変更でございますが、第3項水産業費、水産物供給基盤機能保全事業費は、130万9,000円を追加して、7,626万6,000円に補正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○森光委員長=住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長=おはようございます。

それでは、住宅・建築課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の19ページをお願いいたします。19ページ、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の6番目になりますが、空き家対策促進事業費更正減の252万1,000円につきましては、実績見込みによる減額更正でございます。

次に、飛びまして、28ページをお願いいたします。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費、土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費更正減の504万円につきましては、申請等ございませんでしたので、全額不用となります。

次に、同じく28ページの第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費の3番目、狭あい道路整備等促進事業費更正減の200万円につきましては、狭あい道路整備を行う物件がなかったことによりまして、全額不用となっております。

次に、29ページになります。第8款土木費第6項住宅費第1目住宅管理費、市営住宅維持管理費更正減の83万6,000円についてでございます。こちらにつきましては、西町市営住宅の用途廃止に向けた市営住宅などへの移転補償費として計上しておりましたが、令和6年度末までに移転完了ができなかつた移転補償費分を不用分として減額するものでございます。次に、東川内第1市営住宅除却事業費更正減の946万円につきましては、除却事業におきまして、入札により不用となつたことによる更正減でございます。次に、公営住宅外壁改修事業費更正減443万円につきましては、泉町南永田市営住宅外壁調査設計委託料におきまして、入札により不用となつたことによる減額更正でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=建設課長。

○中川建設課長=おはようございます。

市議案第58号専決処分の承認につきまして、令和6年度須崎市一般会計補正予算のうち、建設課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書28ページの歳出でございます。第8款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路維持費でございます。右側説明欄、道路維持費更正減471万8,000円につきましては、須崎市舗装長寿命化計画策定委託料などの入札減額等によるものでございます。

次に、第3目道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業費409万9,000円の減額につきましては、測量設計委託料の実績に伴う減額更正となっており、その下の行、辺地対策事業費更正減160万円につきましても、市道下中山長崎線道路改良工事の入札減によるものでございます。次の29ページになります。道路メンテナンス事業費につきましては、実績見込みに伴う工事請負費100万円の減額となっております。

次に、第3項河川海岸費第1目河川海岸保全費、説明欄、県工事負担金（河川海岸単独改良費）につきましては、県の予定しておりました陸閘閉鎖事業が未実施であったため、250万円全額更正減となっております。

次に、6ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正でございます。第8款土木費第2項道路橋りょう費、辺地対策事業費1, 111万8, 000円の追加でございますが、市道下中山長崎線道路改良工事を繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ございませんか。

お諮りします。

ないようですので、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認すべきものと決しました。

○西村委員=ここで構いませんか。

○森光委員長=西村委員。

○西村委員=執行部の皆さん、先日の総務文教委員会でもそうですけど、この決算みたいに説明がすごく丁寧にやってくれるのはありがたいんですけど、以前から、やはり主なもの、特に更正減なんかは、実績見込み、決算見込み、大体分かつちゅうことですんで、主なもののみでやっていただきたいという要望を随分してましたけど、またお構いがなかつたら、次からそういう形でお願いしたいと思います。総務文教委員会でもかなりその話が出たと思いますんで。

○森光委員長=宮田委員。

○宮田委員=非常に丁寧にしていただいてそちらのほうがよろしいかと思うのですが、議案の審議は十分時間を取って丁寧にしていくべきだと思うのですが。

○西村委員=質疑はしたらいい、質疑はもっとやらないかん。

○宮田委員=説明ももちろん丁寧にしていただいたほうが、私はよろしいかと思います。きちんと議事録にも残りますし、後で見たときにどういった議論を重ねてきたかっていうことが分かりますので、それは丁寧にしていくべきだと思います。

○森光委員長=暫時の間休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時38分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、西村委員から提案がありました案件につきまして、できるだけ執行部と

しては、細かく説明をしていただけるという趣旨を理解しつつ、西村委員の発言がありましたような形で、まとまって説明について、今後お願ひするような形にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そのほかにございませんでしょうか。よろしいですかね。

[「今休憩中やろ」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=戻しました。

市議案第59号 専決処分の承認について《分割》

○森光委員長=続きまして、市議案第59号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長=議案書11ページ、市議案第59号専決処分の承認につきまして御説明いたします。

本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、重点支援地方交付金を活用しました事業実施に伴うもので、歳入歳出それぞれ8,089万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256億6,089万7,000円とするものでございます。

それでは、担当課より御説明をいたします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=市議案第59号、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書5ページをお願いいたします。歳出の第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費につきましては、重点支援地方交付金事業費のうち、上水道未給水世帯支援給付金事業として548万2,000円を計上しております。これは、エネルギーや食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている市内の上水道未給水世帯に対し、1世帯当たり4,125円の支援給付金を支給する事業費として増額補正するもので、その内訳につきましては、申請書作成や封筒などの需用費16万2,000円、郵送料や給付金の口座振込手数料など役務費37万円、給付金として4,125円を1,200世帯分として扶助費495万円の合計54

8万2,000円を計上しているものでございます。以上でございます。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=それでは、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書は同じく5ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費の290万2,000円でございますが、説明欄にあります重点支援地方交付金事業費（燃油等高騰対策事業）につきましては、ハウスなどの施設園芸をされている農業者の負担軽減、経営負担の軽減を目的とし、国の施設園芸等燃料価格高騰対策事業、いわゆる施設園芸のセーフティーネットに加入され、その積立資金を調達するために、土佐くろしお農業協同組合から融資を受けた農業者に対しまして、当該事業資金の借入れに係る利子を補填しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第60号 専決処分の承認について

○森光委員長=続きまして、市議案第60号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長=議案書12ページ、市議案第60号、令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、専決処分の承認につきまして御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度におきまして、住宅新築資金等貸付金の収納に努めてまいりましたが、現下の厳しい経済状況等の影響などもございまして、令和6年度の決算におきまして、元利償還金の未納が生じ、歳入不足となっております。そのため、

地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰上げ充用するため、令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別冊補正予算書により御説明をいたします。

1ページでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,303万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,845万7,000円とするものであります。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳出、第2款前年度繰上充用金第1項前年度繰上充用金として1億3,303万円を増額し、同じく、歳入、第2款諸収入第1項貸付金元利収入として1億3,303万円を増額するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第61号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について《分割》

○森光委員長＝続きまして、市議案第61号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝市議案第61号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案書は13ページでございます。まず、福祉事務所所管分につきましては、別

冊補正予算書の9ページを御覧ください。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費5万9,000円の補正につきましては、国民生活基礎調査の調査員報酬の計上によるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。第2目障害者福祉費106万4,000円の補正につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に係る委託料でございます。次に、第3項生活保護費第1目生活保護総務費66万円の補正は、生活保護法の改正によります生活保護システムの改修に係る委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書10ページをお願いいたします。歳出の第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費につきましては、脱炭素先行地域づくり事業費の1,684万6,000円の増額補正につきまして、まず、農業用ヒートポンプ普及加速化補助金として600万円を計上しており、これは計画における農業ハウスへの地下水熱利用空調の普及をさらに加速化させるため、1件当たり120万円、5件分の補助として計上するものでございます。また、事業計画変更に伴う増額分として1,084万6,000円を計上しており、これは地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における戸建て住宅の太陽光設備、蓄電池設備の追加、公共施設への蓄電池設備、農業ハウスへの地下水熱利用空調の設置などについて、計画変更に伴う増額更正でございます。以上でございます。

○森光委員長=健康推進課長。

○國廣健康推進課長=健康推進課分について御説明します。

別冊補正予算書の10ページをお願いします。第4款衛生費第1項保健衛生費第5目健康推進事業費、健康増進施設管理事業費2,322万円ですが、内訳につきましては、主なものとして、委託料はRIZAPグループ株式会社と連携し、取り組みを進める予定でありますちょこトレヘルスアップ事業の業務委託によるもので、施設の開設に係る整備費用となります。また、使用料及び賃借料は、マルナカ須崎店内の店舗区画借り上げ予定に係る費用、負担金補助及び交付金は、健康増進施設等の開設に係る機器導入のための補助金及び地域活性化起業人制度活用による負担金となっております。また、事業の概要につきましては、本年4月にRIZAPグループ株式会社と締結した包括連携協定に基づき、健康寿命の延伸に向けて、健康増進等に関するヘルスアップ事業を実施するための施設について整備をする費用の支援を行い、自らの健康増進に取り組める場所を提供するなど、市民の健康増進と市民サービスの向上に取り組んでいくものとなっております。

説明は以上です。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=それでは、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の10ページから11ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費525万3,000円でございますが、説明欄にありますとおり、農業用ハウス防災対策事業費は、農業ハウスの災害被害を軽減するための支援で、レインペット資材導入への補助を当初の9戸から12戸に増やすものでございます。

続いて、第2項林業費第1目林業総務費45万6,000円でございますが、その内訳といたしまして、林業総務費更正20万円につきましては、押岡集会所の玄関入り口部分の段差解消をするものであり、その下の森林環境整備事業費更正25万6,000円は、城山の森林浴遊歩道の補修でございます。以上でございます。

○森光委員長=説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村委員=健康推進課長にお伺いをいたします。

丁寧な御説明をお聞きいたしましたが、この1,050万円でこのRIZAPグループ株式会社と委託契約をされているというようなことでございますが、これちょっと、その後ですよね、須崎市民が利用する場合と市外の方の利用する場合の利用料の差異っていうものを考えられてますでしょうか。

○森光委員長=健康推進課長。

○國廣健康推進課長=今のところですけど、市内の者と市外の者は同額になると予定しております。

○森光委員長=西村委員。

○西村委員=ですけど、やっぱり一定補助をして、市民サービスの向上と健康推進というような観点やったら、それはやっぱり一定補助金も使うちゅうわけですんで、まだかっちり決まってないかもしれません、今後、差をつけることが当然やないかなと思いますよ。やっぱりほかのところがどんどん来て、市内の人が行きにくくなるとかっていうことも想定できますんで、どこともの例ええばお風呂とかプールなんかも差がついていると思うんです。佐川町にしても、中土佐町にしても、特にこの津野町なんかは倍、半分ですよね。そういうことも一つ検討していかんといかんのやないかなと思いますけど、その辺また、今答えるかな。

○森光委員長=健康推進課長。

○國廣健康推進課長=予算のこともありますので、現時点のうちの考え方なんですが、まず、特定健診受けて、指導を受けんといかんようになった方とかをまず対象に割引を行っていこうかなと考えてますんで、それから、今も言ったとおりで、も

し市民全体の補助というたら金額も大きくなりますので、その点については、また御相談していきたいと思います。

○森光委員長=ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員=環境衛生費の脱炭素先行地域づくり事業費、これは地下水をくみ上げて、具体的にどういう方法でハウスを温めるのか、そこちょっとどんなにするがやろうと思うところがあつて、説明をお願いします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=通常のハウスですと、重油で温める。それ以外に、現在ですが追加して、電気のエアコンで温めているハウスが、併用してあるところがあると思いますというのが今の現状だと思います。重油だけではなくて電気もかけているんだと思います。それでもまだ電気代も高騰しておりますので、さらに地下の水の熱を利用するエアコンということで、下から水をくみ上げて、その熱をエアコンのところに利用することで、通常の空調のエアコンよりは電気代が少なくて済むという、簡単に言えば、そういう形のエアコンになります。

○森光委員長=森田委員。

○森田委員=その方法でその温度自体が保てるのか、一切加温機を使わないのでやっていくんですか。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=一切使わないではないです。使いますけれども、全部エアコンよりは安くなるという感じです。

○森光委員長=ほかにございませんか。

宮田委員。

○宮田委員=健康推進課長にお伺いいたします。

先ほども西村委員も聞かれましたけども、RIZAPグループ株式会社のことですが、機械をある程度置くということになるかと思いますけども、内容について少しお聞きしたいですけども、どういった機械が導入されるか、どういったことができるかということをお伺いいたします。

○森光委員長=健康推進課長。

○國廣健康推進課長=機械については、主にRIZAPグループ株式会社が各店舗で、広さ、規模的に設置しているものにはなると思います。マシンしたら、ランニングマシンとか、当然高齢者も使えるものになりますので、簡易なものがあったりということになって、十何台ぐらいのマシンの規模的になると考えております。

○森光委員長=ほかにございませんか。

宮田委員。

○宮田委員=健康推進ということでは、高齢者が行くこともまた多々あるかと思うん

ですけども、高知市にある choco ZAP、入るときにスマートフォンをかざして入るとかいう形になってると思うんですけども、須崎市でのここもそのような状態になるのでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝それも RIZAP グループ株式会社がやることになりますけど、今の聞いてる時点では、アプリをダウンロードしてかざして、会員には入場していくようになると聞いております。

○森光委員長＝宮田委員。

○宮田委員＝高齢者でスマホを持たない方、高齢者じゃなくともスマホを持たない方に関しては、そしたら、入場ができないという可能性もあるわけでしょうか。

○森光委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝その辺はちょっとまた RIZAP グループ株式会社さんと、全国的なこともありますので、その辺どのような対応を考えてるかというのは、また一緒に考えていきたいと思います。

○森光委員長＝宮田委員。

○宮田委員＝ぜひニーズに合ったものになるように仕組みづくりをしていってもらいたいと思います。

それと、店舗にスタッフは常駐されるのでしょうか。行かれたときにどういうふうに使ったらいいかどうか分からぬといいうようなことがありましたら、非常にあまりよくないと思います、よろしくないと思いますので、常駐するスタッフがおられるのか、何人ぐらいおられるのかということについてもちょっとお伺いしておきたいですけども、構いませんか。

○森光委員長＝健康推進課長。

○國廣健康推進課長＝負担金として地域活性化起業人制度を RIZAP グループ株式会社は利用するようになりますんで、条件として、今、須崎市の平均の勤務日数が 20 日ぐらいですので、その半分程度は勤務せんといかんような制度を利用しますので、月大体 10 日程度は店のところにはおるという予定です。一応基本は、RIZAP グループ株式会社が全国展開しうがは、無人ということでやってますけど、うち、須崎市に関しては、その地域活性化起業人制度を使いますので、今述べたとおり、10 日程度、派遣で職員がおるということで考えております。

○森光委員長＝宮田委員。

○宮田委員＝その 10 日程度ということは、無人の日もあるということになるわけですね。でも、市民の方が行かれたときに、スタッフもいない、誰も指導してくれる人がいないといいうようなことになりましたら、ちょっとどうかなといいうふうなことも私は考えるところですので、それも含めて、またこのことを検討していっていただきたいとお願いしておきます。

○森光委員長=ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ありませんかね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

今、時間が11時1分ちょっと過ぎたところですが、ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き、会議を開きます。

市議案第62号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○森光委員長=市議案第62号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=おはようございます。

市議案第62号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書14ページ、別冊須崎市下水道事業会計補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、資本的収入及び支出の補正でございます。

本議案は、本年1月に埼玉県八潮市で発生しました下水管路が起因と考えられる道路陥没事案を受け、国土交通省から全国の下水道事業者に対し、全国特別重点調査の実施が通知されたところです。このことから、今回、大規模下水管路特別重点調査を予定するものでございます。それに伴いまして、収入の部、第1款資本的収入第1項企業債を1,490万円増額し、2億7,530万円、第3項補助金

を401万1,000円増額し、1億8,551万1,000円、また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1,900万円増額し、3億8,650万円とするものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,352万8,000円は、引継金337万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,105万円、過年度分損益勘定留保資金3,904万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,005万9,000円で補てんするものとする。)」と改めております。

次に、第3条、企業債の補正でございます。

下水道事業の限度額を1,490万円増額し、総額1億9,810万円とするものでございます。

なお、2ページ以降には、補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第63号 工事請負契約の締結について

○森光委員長=続きまして、市議案第63号工事請負契約の締結についてを議題いたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○中川建設課長=市議案第63号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。議案書15ページでございます。本契約は、市道須崎総合高等学校線新設道路工事に係るもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

本工事は、高知県立須崎総合高等学校への通学路兼緊急避難道路として市道を新設する工事で、全体計画といたしましては、総延長が340メートル、平均幅員が5.5メートルの片側1車線の市道であります。全体で3期工事ございますが、今年度は2期目の工事発注となっております。

契約の金額は2億3,540万円で、契約の相手方は、須崎市下分甲667番地18、青木建設株式会社でございます。工期は令和7年6月26日から令和8年3月31日までを予定いたしております。よろしくお願ひします。

○森光委員長=説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村委員=まず、この市議案第63号、賛成をいたします。その上で少し質問させてください。

9社の市内業者での指名競争入札、それも大変ありがたいことですけど、ただ、これ1社しか札を入れてない。競争力もなかなか伴うていないような現状になってきているっていうことが極めて残念な思いをいたしております。

建設課長、ちょっとこれ、なぜこれ、ほかのところは辞退をされたのか、ちょっとお構いなかつたら、建設協会さんにでもお聞きをしたりしていただきたいと思います。人員不足とかいろいろ理由があると思いますけど、なかなかこの須崎市が指名競争入札でやっても、こういう状態が続いたら、ちょっと問題提起せんといかんがやないかなっていうような思いもしております。

○森光委員長=建設課長。

○中川建設課長=3期工事ございまして、1期目の工事につきましては、たしか2社入札で、青木建設さんが落札決定者になったということで……。

[「くじ引やったが」と呼ぶ者あり]

○中川建設課長=ええ、くじ引で。1期目の工事から継続してやっぱり続くものですので、ほかの建設会社さんはなかなかちょっと金額的に勝負できなかつたのかなっていうところは推測されますけど、御指摘のように建設協会さんにも確認の意味を込めてお伺いしておきたいと思います。

○森光委員長=西村委員。

○西村委員=今、先ほど1期工事の話しましたけど、あれがもう底でべったり張りついてのくじ引やったと思いますんで、これがもう目いっぱいの金額ですんで、やっぱりそこら辺もちょっともう1社入ってきたら、同じようにくじ引になっていったのかなとかっていうような、それが僕はいいとは思いませんけど、えらいかけ離れた状況になっているなと思って、ちょっと疑問が残っているだけでございます。

○森光委員長=ほかにございませんでしょうか。ありませんかね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第17号 「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願い

○森光委員長=続きまして、今回受理しました陳情の審査に入ります。

既に陳情文書表等をお配りしておりますので、陳情書の朗読は省略いたします。

陳情第17号「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願いを議題といたします。

皆さんの御意見をお伺いいたします。

宮田委員。

○宮田委員=公的の医療機関は、国民に平等な医療を保障することが大切であります。加入する保険によって負担・給付に格差があるのが今の現状です。また、子どもに係る均等割が未就学児については実施されましたが、さらに18歳までに拡充することも子育て支援として非常に大切なことだと思います。

よりまして、この意見書は採択するべきかと私は考えております。

○森光委員長=ほかにございませんか。

西村委員。

○西村委員=市民課長に、今、先ほどの市議案第56号でも少しこの国保のこと、現状、説明がございましたが、この陳情に対する意見というのは失礼な言い方かもしれませんけど、今の現状との差異とか、そういうことがあれば、今の方針性からですよね。あれば一つお願ひします。

○森光委員長=市民課長。

○高橋市民課長=それでは、御質問といいますか、この意見書に関する担当課としての意見ということですので、お答えさせていただきます。

市町村が運営する国民健康保険につきましては、被用者保険に加入する人を除く全ての方が被保険者とする公的医療保険制度でありますので、国民皆保険制度の最後の砦となっておりますけども、御指摘のとおり、他の制度と比べまして、被保険者の年齢構成が高いとか、医療費水準が高いといった傾向にあるというのは事実であります。加えまして、低所得者の方や高齢者の被保険者の方が多く、被用者保険では、保険料負担の半分を使用者、雇主が負担するものを、国保においては全額自

己負担となっているということなどもありまして、所得に比べて保険料が負担が重いということが構造的にあります。

また、被用者保険では、扶養者が増えても保険料には影響がないなど、国保では世帯の加入者が増えると保険料も増えるといった制度設計になってるのは事実であります。

保険者であります市町村にとりましては、国庫の負担割合を上げていただくというのは、厳しい国保運営にとっては確かに助けになるというところも事実ではあると思いますが、一方で、国の負担率を上げるということになりますと、国民全体の方の税金に対して負担をお願いするということにもなりますので、また、納税者全體に対する負担増にもつながります。また、特に若い現役世代に多くの負担を強い結果になってしまふといったおそれもあるのではないかというふうに考へるところはあります。

一方、ちょっと話がそれるかもしれません、後期高齢者医療制度におきましては、高齢化社会を迎へ、全ての団塊の世代の方が後期高齢者に加入となる2025年問題ですけれども、こちらに対応するために、令和4年10月から、一定以上の所得の方に対しましては、窓口負担を2割に引き上げるといった、全ての世代においてそれぞれの負担能力に応じて、社会全体で社会保障制度を支えるという趣旨から、全世代対応型の社会保障制度の取り組みを進めているといった現状もございます。

そういう観点からも、この国保と他の被用者保険と単純に比較して、片方の負担割合をもう一方の負担割合に合わせるといった考え方ではなく、全ての年代や全ての医療保険がそれぞれの年代や所得水準などに応じて社会保障制度を全体で支えていくと、そういう仕組みづくりを考えることが重要であるんではないかというふうには考へております。

私の考えは以上でございます。

○森光委員長=ほかにございませんか。

宮田委員。

○宮田委員=この意見書は、国に求めるものですが、国保財政について、国の予算を投入するべきだということで、全国知事会とか、全国市長会からも、意見書が出されて、意見書じゃないですね、要望が出されています。例えばこの1兆円投入をすれば、協会けんぽ並みに引き下げるができるということも提案されています。税金をどういうふうに使うかっていうのは国の仕事です。須崎市としても、私は国費に投入してもらって須崎市の負担が軽くなるようにするということは、とても大事なことだと思います。その税負担がまたさらに増えるからというのではなくて、今、徴収している税の中から各自治体のほうにもするというようなことが私は望ましいと思いますので、そこは須崎市が自治体として国に要望していくことはと

ても大切なことだと思いますので、私はこの意見書はとても大切なものだと考えるところです。

〔「採択っていうことやろう」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員＝はい、ので、採択するべきだと思います。以上です。

○森光委員長＝西村委員。

○西村委員＝今の、市民課長の現状とこの認識、お話をされました。例えば社会保険等は利用者負担ということもあり、率が低いと。国保については、もう最後の砦っていうようなことで、現実的に高くなっているというような現状もお聞きしました。これを国庫がまた税金を投入して、国保だけにこのお金を投入するっていうようなことは、やはり国民全体に負担増にもなってくると思いますし、課長も言われたように、現役世代、特にその負担というものは、また、今まで厳しいのが大きな負担に強いられてくると思います。

よって、この意見書は不採択っていうような思いをしております。

○森光委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、陳情第17号を。

○西村委員＝手前でもう1点よろしいでしょうか、意見。

○森光委員長＝どうぞ。西村委員。

○西村委員＝言い忘れました。それと、この陳情も含めての取扱いについて、ここでちょっと事務局にお聞きしたいことがありますけど、今回のこの分は、陳情第17号ですね。次のこの陳情第18号においても、たらたらたらっと、こう、いろんな団体からの陳情が来ておりますけども、須崎の、これはやはり署名をされて来ていると思うんですよ。しかしながら、この何番目ですかね、両方に言えることですが、「大間元町」、「大間元町」って、そんな「大間元町」いう住所は当然ないですね。この陳情っていうのは、送付で来てますか、誰かが直接持つて来られたがでしょうか。

○森光委員長＝事務局長。

○久万事務局長＝御指摘ありました、陳情第17号及び陳情第18号でございますけれども、こちらは、陳情第17号は、筆頭者であります高知県社会保障推進協議会、こちらから郵送で来ております。陳情第18号につきましては、高知県商工団体連合会事務局長名で郵送で事務局に来ております。いずれも押印もされて郵送での受付をしております。

○森光委員長＝西村委員。

○西村委員＝やはり郵送で来たっていうことは、印もおいてっていうことやったら、明らかに住所がおかしいということは僕が見ても分かるんですけど、これ、どっかの組織が勝手に名前使うておしてやりゆうんかなとも取れるわけですよね。その辺やっぱり手前で気づかなかつたんですけど、こんなの議長とか議会運営委員会に出す

ときにちょっとおかしいものは協議をされたらええと思います。

以上です。

○森光委員長=ほかにありませんか。

ないようですので、陳情第17号を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手少数でございます。よって本陳情は、不採択とすべきものと決しました。

陳情第20号 「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書」提出について

○森光委員長=続きまして、陳情第20号「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書」提出についてを議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

宮田委員。

○宮田委員=標題にもありました米の価格高騰の対策と安定供給の仕組みづくりを進めることができが本当に今求められてると思います。政府の農業政策では、米農家の大規模化を強調していますけども、当市のような中山間地の多い日本ではなかなか広がっていないのが現状で、米の生産者は本当に苦労している方が多いです。主食であるお米作っていけるように、価格を保障する、所得を補償する、消費者にも安定した価格で供給ができるようにすることが何より求められていると思いますので、この陳情書は採択するべきだと思います。

○森光委員長=西村委員。

○西村委員=まず、この今、現状、これは農業者からの意見で言うたらおかしいですけど、大きなところ、例えば、消費者から見た場合、これ今、消費者は二極化されていると思うんですよ。やはり高くても国産米がいいっていう方と、本当に貧困で御飯が食べれない、例えば備蓄米にしてもすごく行列が並んだりとか、海外の仮にお米が来た場合、それが安ければ、そちらでもいいって二極化されちゅうっていうことが、まずこの現状認識を私しております。

ここで言う、今回のこの陳情においては、基本的に採択すべきものだとも思いますが、陳情の項目を少しちょっと考えさせていただきたいと思います。

この陳情の項目の前に、石破総理が直接所得補償で対応するっていうようなことを言われておりましたけど、これ、まだ現実かつちりしたものができるないじゃな

いでしょうか、前払い以外で。例えばこの直接補償っていうことは壹反田さんじやないですけど、1反の田んぼをつくっている、例えば30キログラムの袋の早生のコシヒカリで15袋ぐらいですよね。東北みたいに30町、40町らあのところと、所得補償っていう、その補償段階がすごく差異が出てくるし、その辺が国に一定基準というものを求めていかなければならないと私は思っております。

陳情の項目で、それと、3番と4番、これ供給が多かったらフードバンクとかに活用するとか、これは、まだ今足らない状況で、これ言えるもんでしょうかね。ほんでそれと、4番も、日本食ブームを追い風にした輸出拡大とかって言われちゅうでしょう。今お米が足らん状態で輸出拡大っていうたら、すごく先の長い話じやないかなと思います。ほんで、1番、2番、5番は、僕はすごくいいと思いますけど、この6番においても、肥料、燃料、農業資材の高騰に対する補助、補助の強化、これも強いて言うたら、いいと思いますけど、ただ、考えていただきたいのは、施設園芸であったりとか、養殖業であったりとか、いろんな分野があるっていうことも踏まえて、6番はちょっとこの、引いていいかなと思う。何言うか分からんようになって、そういう思いで、3番、4番は削ったほうがいいんじゃないかなと思います。それで趣旨採択っていうような思いがしております。

[「暫時の間休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=暫時の間休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き、会議を開きます。

その他、御意見ございますか。

宮田委員。

○宮田委員=私は先ほども採択とは申しましたけれども、西村委員もおっしゃったように、この3番、4番については、少し今の現状ではなかなか難しい部分もあるかと思いますので、私も趣旨採択と変更させていただきます。よろしくお願ひします。

○森光委員長=ほかにございませんか。

ただいま趣旨採択と採択と意見が出ておりましたが……。

[「いや、もう趣旨採択です。宮田さんが変更されましたので、趣旨採択を」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=そしたら、陳情第20号について、趣旨採択について採決いたします。

趣旨採択とすることの賛成の方の……。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=暫時の間休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き、会議を開きます。

[「休憩」「もう一回休憩を」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=暫時の間休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかございませんか。

森田委員。

○森田委員=私は今の農家の現状を見た場合に、何としてもこの安定供給を図るためには、いろんな思いを込めた陳情内容やと思うんで、採択すべきものと考えます。

○森光委員長=森田委員から採択すべきとの意見がございました。

あとはほかにありませんか。

[「趣旨」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ほかには趣旨採択という意見もございます。よって、趣旨採択、採択、2つの意見が出ております。

それでは、陳情第20号を趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手多数であります。よって本陳情は趣旨採択といたします。

なお、意見書の提出については、委員長が提出し、意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、このようにさせていただきます。

以上で陳情の審査は終了しました。

その他について

○森光委員長=ほかに全体、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝ないようですので、産業厚生委員会の付託されました案件について全て終了しましたので、これで散会いたします。

~~~~~

○午前11時42分 閉会